## 株主のみなさまへ

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地



### 第119期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第119期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申しあげます。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、可能な限り書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただきたく存じます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2022 年6月28日(火曜日)午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時

所

2022年6月29日 (水曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時) 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

川下水区為水虚伝水土で来間 当行本店7階ホール

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

- 1.第119期 (2021年4月1日から) 事業報告の内容、計算書類の内容報告の件
- 2.第119期 (2021年4月1日から) 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決 議 事 項 【会社提案】

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

【株主提案】

第5号議案

剰余金の配当(特別配当)の件

#### [書面による議決権行使]

次頁の「議決権行使書のご記入方法のご案内」をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日(火曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱います。

#### [インターネットによる議決権行使]

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否を2022年6月28日(火曜日)午後5時までにご入力ください。

なお、インターネット接続に係る費用は、株主さまのご負担となります。

#### [重複行使の取り扱い]

議決権行使書用紙とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

また、インターネットで議決権を重複して行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものといたします。

以上

- ○当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づきインターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査役が監査をした対象書類の一部であります。
  - ①事業報告の「当行の現況に関する事項」のうち「営業所等の状況」、「その他銀行の現況に関する 重要な事項」ならびに「当行の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務 及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、 「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」および「会計参与に関する事項」
  - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
  - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ○株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ○株主総会参考書類第3号議案の取締役候補者8名および第4号議案の補欠監査役候補者1名の詳細(略歴、顔写真等)については、当行ウェブサイトにも掲載しておりますのでご参照ください。
- ○当行ウェブサイトのアドレスは次のとおりです。

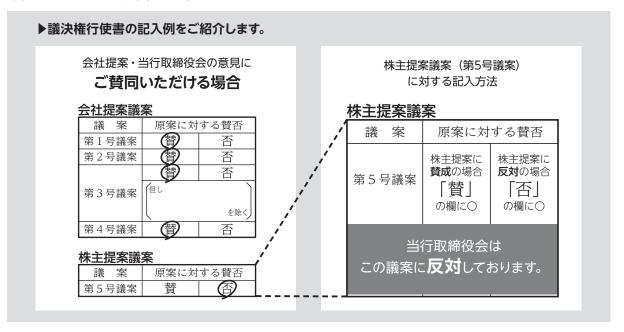
https://www.kyotobank.co.jp/investor/index.html

### 議決権行使書のご記入方法のご案内

本総会では会社提案(取締役会からご提案させていただく議案)と株主提案(一部株主さまからご提案された議案)の決議を行います。

第5号議案は株主さまからのご提案です。当行取締役会としてはこの議案に<u>反対</u>しております。

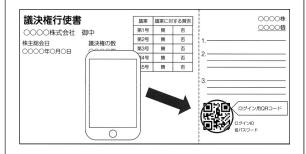
詳細は14ページ以降をご参照ください。



### インターネットによる議決権行使のご案内

#### 「QRコード読取」による方法

○お手持ちのスマートフォンにて「議決権行使書」 の副票(右側)に表示されているQRコードを 読み取り、議決権行使サイトにアクセスしてく ださい。



- ○画面の案内に従って「賛成」、「反対」をご入力 のうえ、送信ボタンを押していただくことで、 議決権行使は完了いたします。
- ○QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。議決権を再行使される場合は、右記の「ログインID入力」による方法により再行使が可能となります。
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 「ログインID入力」による方法

○パソコン、スマートフォンから、次の議決権行使サイトにアクセスしていただき、「議決権行使書」の副票(右側)に表示されている「ログインID」および「仮パスワード」をご入力のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力してください。

https://evote.tr.mufg.jp/

- ○株主さま以外の第三者による不正アクセスや議 決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用 の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パ スワード」の変更をお願いすることになります のでご了承ください。
- ○株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」 および「仮パスワード」をご通知いたします。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UF J信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク) 電話0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

### 株主総会参考書類

#### 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、従来から経営上の最重要課題と位置づけ、株主のみなさまへの安定的な配当を継続して行うことならびに内部留保の充実により経営体質の強化を図ることを基本としてまいりました。

今般、更なる企業価値の持続的向上を目指すとともに株主のみなさまへの利益還元の充実を図ることとし、親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向50%を目安といたしました。

つきましては、以下のとおり期末配当およびその他の剰余金の処分をさせていただきたく存じます。

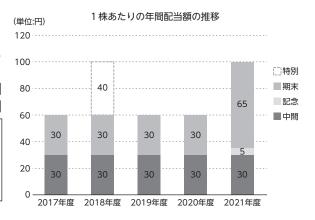
#### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する 事項およびその総額

当行普通株式 1 株につき金 65円 総額 4,886,459,760円

なお、昨年12月に中間配当金として 創立80周年記念配当5円を含めて1株 につき35円をお支払いいたしており ますので、当期の年間配当金は1株 につき100円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2022年6月30日



当期の株主還元につきましては、本期末配当とは別に総額25億円、普通株式454,700株の自己株式取得を実施いたしました。これにより当期の総還元性向は、49%となります。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 6,000,000,000円 繰越利益剰余金 6,000,000,000円

### 第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

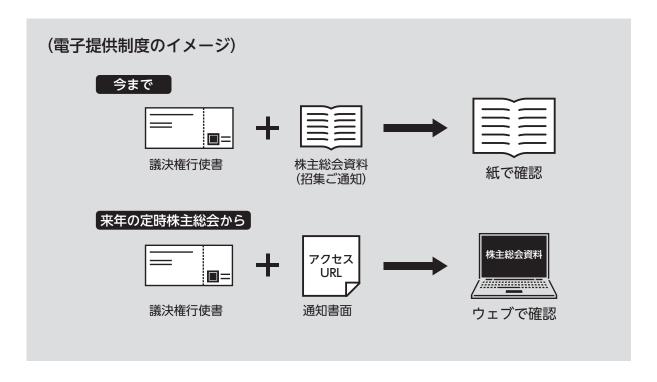
	(
現行定款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開	
示とみなし提供)	
第15条 当銀行は、株主総会の招集に際	<削 除>
し、株主総会参考書類、事業報告、計算	
書類および連結計算書類に記載または表	
示をすべき事項に係る情報を、法令に定	
めるところに従いインターネットを利用	
する方法で開示することにより、株主に	
対して提供したものとみなすことができ	
<u> </u>	(=====================================
	(電子提供措置等)
<新 設>	第15条  当銀行は、株主総会の招集に際
	し、株主総会参考書類等の内容である情
	報について、電子提供措置をとるものと
	<u>する。</u>

現行定款	変 更 案
	② 当銀行は、電子提供措置をとる事項の うち法務省令で定めるものの全部または 一部について、議決権の基準日までに書 面交付請求した株主に対して交付する書 面に記載しないことができる。 (附則)
<新 設>	第1条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
	3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

#### (ご参考)

電子提供制度とは、株主総会資料を当行のホームページ等のウェブサイトに掲載し、 株主のみなさまに対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株 主総会資料を提供することができる制度です。

電子提供制度は、全ての上場会社に対して適用されることから、当行では次回(2023年6月)の株主総会から電子提供制度が適用されることとなります。



### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号			氏	ź	3	現在の当行に おける地位	取締役会 出席状況	企業経営	專F 	門性 財務会計・ 経済	IT・ システム
再任	<u>ځ</u>	井	のぶ 伸	ひろ	男性	取締役頭取	13/13回 (100%)		0	小生/月	
再任	岩	橋	とし <b>俊</b>	<sup>ろう</sup>	男性	常務取締役	13/13回 (100%)	0	0		
再任	安	井	幹	也	男性	常務取締役	13/13回 (100%)	0	0		
再任	utt 幡		ひろ 宏	ゆき	男性	常務取締役	13/13回 (100%)	0	0		
新任	s< 奥	野	» t 美名	。 子	女性	執行役員 (公務・地域 連携部長)		0	0		
再任	お <i>f</i> .	こぎり 日切	純	<sup>-</sup>	社 外 女性	取締役 (社外取締役)	13/13回 (100%)			0	
再任 7	大	數	± +	穂	社 外 女性	取締役 (社外取締役)	13/13回 (100%)			0	
再任	<sup>うえ</sup> 植	*	英	次	社 外 男性	取締役 (社外取締役)	10/10回 (100%)	0			0

※上記一覧は候補者の全ての知見を表すものではありません。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行 の 株 式 数
1	土 井 伸 宏 (1956年4月25日生)	1980年 4 月 当行入行 2007年 6 月 同 取締役人事部長 2008年 6 月 同 常務取締役 2010年 6 月 同 常務取締役本店営業部長 2012年 6 月 同 常務取締役 2015年 6 月 同 取締役頭取(現職)	9,515株
	ら取締役頭取を務め、る	由】経営管理部門、リスク管理部門、人事部門等の担当役員を歴任し、 その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正 印識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。	
2	岩橋俊郎 (1961年12月12日生)	1986年 4 月 当行入行 2014年 6 月 同 取締役三条支店長 2015年 6 月 同 取締役融資審査部長 2016年 6 月 同 常務取締役本店営業部長 2018年 6 月 同 常務取締役(現職) 市場金融部、秘書室、人事総務部、 金融大学校担当	6,065株
	取締役を務め、その職務	  由】経営管理部門、営業部門、融資審査部門の部店長を歴任し、2016年    多・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ数    よび経験を有することから取締役候補者として選任しております。	
3	安井幹也 (1965年2月8日生)	1987年 4 月 当行入行 2017年 6 月 同 取締役 2018年 6 月 同 常務取締役本店営業部長 2021年 6 月 同 常務取締役(現職) 営業本部担当	5,225株
	役を務め、その職務・職	由】経営管理部門、営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2018年6月 戦責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的 圣験を有することから取締役候補者として選任しております。	
4	itc ひろ ゆき <b>幡 宏 幸</b> (1963年4月16日生)	1987年 4 月当行入行2017年 2 月同 執行役員(生産性革新本部事務局長委嘱)2018年 6 月同 取締役生産性革新本部事務局長2019年 6 月同 常務取締役(現職)イノベーション・デジタル戦略部、事務統轄部、業務サポート部、システム部担当	6,105株
	年6月から常務取締役を	全由】経営管理部門、営業部門、リスク管理部門、人事部門の部店長を歴 務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的 ができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任してお	確、公正かつ

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行の 株式数
<b>*</b> 5	s< の みなこ 奥 野 美奈子 (1966年2月23日生)	1989年 4 月 当行入行 2009年 6 月 同 高槻南支店長 2011年 6 月 同 西七条支店長 2013年 6 月 同 金融大学校長 2018年 6 月 同 公務・地域連携部長 2019年 6 月 同 執行役員(公務・地域連携部長委嘱)(現職)	2,700株
	務・職責を適切に果たし	由】営業部門、人事部門の部店長を歴任し、2019年6月から執行役員を しております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが から取締役候補者として選任しております。	
	おたぎり じゅん こ 小田切 純 子 (1952年6月24日生)	1987年 4 月 滋賀大学 経済短期大学部助教授 1993年 4 月 同 経済学部助教授 1998年 4 月 同 経済学部教授 2017年 6 月 当行取締役(現職) 2018年 4 月 滋賀大学 名誉教授(現職)	1,700株
6	職責を適切に果たしてる 専門的かつ幅広い知見る ております。選任後はよ ら、有益な助言をいたが	た理由および期待される役割の概要】2017年6月から社外取締役を務め おります。原価計算 管理会計を主な研究分野とする大学教授として、同 を有しており、その知見を当行の経営に活かすため引き続き取締役候補者 大学の名誉教授としての専門的な知見を活かし、社外取締役としての独 ごくことを期待しております。なお、同氏は、過去において会社経営に関 士外取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいてお	分野を中心に さとして選任し 立的な立場か 引与した経験は
	かりです。 「E 大 藪 千 穂 (1962年3月15日生)	1994年 4 月 岐阜大学 教育学部助教授 2010年 4 月 同 教育学部教授 (現職) 2019年 4 月 兵庫教育大学 連合大学院教授 (現職) 2020年 6 月 当行取締役 (現職) 2021年 4 月 東海国立大学機構 岐阜大学 副学長 (現職)	0株
7	職責を適切に果たしては を中心に専門的かつ幅が に活かすため引き続き関 し、社外取締役としての	た理由および期待される役割の概要】2020年6月から社外取締役を務めるります。家計、金融教育、消費者問題を主な研究分野とする大学教授とい知見を有しており、その知見を社外取締役としての独立した立場から収締役候補者として選任しております。選任後は大学教授としての専門的の独立的な立場から、有益な助言をいただくことを期待しております。なに関与した経験はありませんが、当行の社外取締役就任以降、社外取締役でおります。	:して、同分野 、当行の経営 は知見を活か なお、同氏は、

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行 の 株 式 数
8	植木英次 (1958年6月18日生)	1981年 4 月 日本電信電話公社 (現:日本電信電話株式会社) 入社 2009年 6 月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 執行役員 2013年 6 月 同 取締役執行役員 2014年 6 月 同 取締役常務執行役員 2016年 6 月 同 代表取締役常務執行役員 2017年 6 月 同 代表取締役副社長執行役員 2018年 6 月 エヌ・ティ・データ・システム技術株式会社 代表取締役社長 2021年 6 月 エヌ・ティ・データ・フォース株式会社代表取締役社長 (現職) 2021年 6 月 当行取締役 (現職) 2022年 4 月 株式会社NTTデータ フィナンシャルテクノロジー代表取締役社長 (現職) < 重要な兼職の状況>エヌ・ティ・データ・フォース株式会社代表取締役社長 株式会社NTTデータ フィナンシャルテクノロジー代表取締役社長	0株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】株式会社エヌ・ティ・ティ・データにおいて要職を歴任し、現在はエヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社代表取締役社長、株式会社NTTデータフィナンシャルテクノロジー代表取締役社長を務めております。経営者としての豊富な経験とシステム分野の		

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

有益な助言をいただくことを期待しております。

- 2. 取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
- 3. 小田切純子、大藪千穂、植木英次の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。各氏の当行社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、小田切純子氏は5年、大藪千穂氏は2年、植木英次氏は1年となります。なお、小田切純子氏の戸籍上の氏名は林純子氏であります。

専門的かつ幅広い知見を当行の経営に活かすため引き続き取締役候補者として選任しております。選任後は会社経営者としての経験やシステム分野の知見を活かし、経営全般において監督機能を発揮していただくことや

- 4. 植木英次氏は、2018年6月まで、当行の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者でありました。
- 5. 責任限定契約の締結

当行は、小田切純子、大藪千穂、植木英次の各氏との間で法令に規定する額を限度額とする責任限定契約を締結しております。本総会において各氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

- 6. 役員等賠償責任保険契約の内容
  - 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同程度の内容で更新することを予定しております。
- 7. 独立役員の届出
  - 小田切純子、大藪千穂、植木英次の各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- 8. 取締役候補者8名の詳細(略歴・顔写真等)については、当行ウェブサイトにも掲載しておりますのでご参照ください。

### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役出水 順氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、 法令に定める社外監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持する ため、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によってその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名	略	所有する当行
(生年月日)	(地位および重要な兼職の状況)	の 株 式 数
で みず じゅん 出 水 順 (1947年4月18日生)	1974年 4 月弁護士登録(大阪弁護士会)1980年 1 月北総合法律事務所開設(現職)2006年 6 月パナホーム株式会社 (現パナソニックホームズ株式会社) 社外監査役2008年 8 月上野製薬株式会社社外監査役 (現職)2011年 4 月大阪大学法科大学院客員教授(現職)2020年 8 月上野製薬株式会社監査役(現職)	0株

【補欠の社外監査役候補者とした理由】弁護士として法務に精通しており、その経験と幅広い知見から当行の経営について、客観的・中立的な監査をしていただけるものと期待し、引き続き補欠の社外監査役候補者として選任しております。

- (注) 1. 出水 順氏と当行との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 出水 順氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める補欠の社外監査役候補者であります。
  - 3. 責任限定契約の締結 出水 順氏が監査役に就任された場合には、当行は同氏との間で法令に規定する額を限度額とする責任限定
  - 4. 役員等賠償責任保険契約の内容

契約を締結する予定であります。

- 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。出水 順氏が監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同程度の内容で更新することを予定しております。
- 5. 独立役員の届出 出水 順氏が監査役に就任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
- 6. 補欠監査役候補者1名の詳細(略歴・顔写真等)については、当行ウェブサイトにも掲載しておりますのでご参照ください。

#### <株主提案(第5号議案)>

第5号議案は株主さま1名(以下、「提案株主」といいます。)からのご提案によるものであります。

株主提案に係る議案については、「当行取締役会の意見」及び「反対の理由」以外の部分は、提案株主から受領した内容を原則として転記する方法により記載しております。

#### 【株主提案】

### 第5号議案 剰余金の配当(特別配当)の件

- 1. 議案の要領
  - (1) 議題 1: 剰余金の配当(特別配当)の件 特別配当として下記のとおり配当すること。
    - ア配当財産の種類

金銭

イ 財産の割り当てに関する事項及びその総額

第119期定時株主総会において可決された当会社が提案した剰余金配当に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額(もしあれば)に加えて、1株当たり132円を配当する。議題1に従って支払われる特別配当金額は、普通株式1株当たりの配当金額に、2022年3月31日現在の配当を受領する権利の付されている株式数を乗じた金額となる。

- ウ 剰余金の配当が効力を生じる日 第119期定時株主総会の開催日の翌日。
- 2. 提案の理由の概要

当会社は、配当方針として当会社の純利益のうち、当会社のコア事業に直接関連しないもの(具体的には当会社が保有株式に関し受け取る配当金)の100%に相当する金額を株主に分配すると共に、コアの融資事業からの純利益の50%に相当する金額を株主に分配するべきである。

当該方針を採用した場合、当会社はコアの融資・銀行業務から発生する利益の50%を保持することができる。また、自己資金による銀行事業の拡大を行う上で、十分な資金的なゆとりを持つことが可能である。

今回提案する特別配当の実施は、当会社及びその将来の事業の見通しや支払能力に悪影響を与えるものではなく、当会社が、様々な技術の変化に備え、顧客に対するサービスの提供、京都府のステークホルダーに対する義務の遂行を損ねるものでもない。

#### < 当行取締役会の意見>

当行取締役会としては、本株主提案に**反対**いたします。

#### <反対の理由>

当行は、株主のみなさまに対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、株主還元の充実を進めてまいりました。具体的には、株主還元の更なる強化の観点で、2021年3月期までの「安定配当を基本としつつ配当性向30%を目安とする」方針を見直し、2021年12月28日に「親会社株主に帰属する当期純利益」を基準として総還元性向50%を目安とする新たな株主還元方針を公表しております。

当行は、地域金融機関が中長期持続的に企業価値を向上していくためには、「成長投資」、「健全性の確保」、「株主還元の充実」をバランスよく実現することが重要だとかねてから考えております。地域企業への積極的な創業・成長支援という「成長投資」と、今般のコロナ禍のように、企業の経営環境が突如として悪化し、長期化した場合であっても企業の資金繰りを支え続けることが可能となる「健全性の確保」の観点を踏まえますと、現在の当行の株主還元方針に基づく還元施策が、現状では最適であると考えております。

また、株主還元の基準については、当行の事業戦略に着目して投資している株主のみなさまへの利益配分と位置付けるべきであり、保有株式に関して受け取る配当だけでなく、当年度の事業活動の結果生じた「親会社株主に帰属する当期純利益」を基準に決定するべきと考えております。

本株主提案にかかる剰余金の配当(特別配当)を行うことは、地域金融機関である当行の特徴を考慮しない、短期的な視点に立脚したものと考えざるを得ず、中長期的な企業価値の向上に繋がらないと判断いたします。

したがいまして、当行取締役会としては、本議案に反対いたします。

以上

#### 添付書類

## 第119期 (2021年4月1日から) 事業報告

#### 1. 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

#### 銀行の主要な事業内容

当行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務などを行い、地域に密着した事業活動を推進いたしております。

#### 金融経済環境

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、基調としては緩やかな回復をたどりましたが、経済活動の抑制などで見通しが立たない厳しい状況が続きました。この間、企業の生産活動は、一部で供給制約などの影響があったものの、輸出の持ち直しとともに堅調に推移しました。個人消費は、雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移しましたが、感染拡大防止のための行動制限の影響を受けたサービス関連では浮き沈みの目立つ展開となりました。期末にかけては、供給制約や原材料価格の上昇に加えて、ロシア・ウクライナ情勢の影響拡大による資源・エネルギー価格の上昇をはじめとする世界的インフレや米国の金融引き締めの影響が懸念され、世界経済の先行きに対する不確実性が高まる中で期を終えることとなりました。

### 事業の経過及び成果

このような環境のもと、第7次中期経営計画「Phase Change 2020」(2020年度~2022年度) に基づき、引き続き以下の4つのメインテーマのもとで諸施策を進めました。

### 第7次中期経営計画のメインテーマ

- ●事業領域を銀行業から総合金融ソリューション業へ
- ●対面サービスとデジタルサービスのベストミックス
- ●従業員が成長し活躍できる更に充実した環境の整備
- ●専門人材・多様な人材の育成・確保

#### 事業領域を銀行業から総合金融ソリューション業へ

コンサルティング機能のさらなる発揮を目指し、お客さまに最適な、より質の高いサービスの提供に取り組みました。

#### 【SDGs・ESG経営サポートの取り組み】

SDGs・ESG経営をサポートする取り組みとして、サステナブルローンの取り扱いを開始しました。サステナブルローンは、社会的課題や環境問題に対するお客さまの取り組みを促すことを目的とした融資です。お客さまの取り組みや資金使途が各種ガイドラインに準拠していることについて外部機関の評価を取得することで、お客さまのサステナビリティ経営を高度化するとともに、ステークホルダーに訴求することもできるものとなっています。

また、お客さまのSDGsに対する取り組みを促進するためのサービスとして、「京銀SDGs 宣言サポート」の取り扱いを開始しました。お客さまのSDGs達成にむけた取組状況を客観的に評価し、今後の取組方針などを「SDGs宣言書」としてまとめるサービスで、昨年11月の取扱開始から当期末までの5か月間で、400先以上のお客さまに申し込みいただきました。

加えて、株式会社島津製作所と連携し、サプライヤー企業へのカーボンニュートラルなどに対する意識醸成を働きかけ、具体的なソリューションを提供する取り組みを行いました。この取り組みはサプライチェーン全体で、地域社会のサステナビリティの実現に向けて取り組むものとして、環境省「令和3年度ESG地域金融促進事業」に近畿地方の金融機関で唯一採択され、その取組内容や成果は「ESG地域金融実践ガイド」の事例集に掲載されました。

さらに本年3月、明治安田生命保険相互会社と「地方創生・SDGsに関する連携協定」を締結し、お客さまの従業員の健康保持・増進といった「健康経営」への取り組みなどに対するサポート体制を強化しました。

#### 【海外ビジネスサポートの取り組み】

海外ビジネスを展開するお客さまに対しては、昨年6月、海外取引先や海外現地法人の実 地調査業務の受託などを開始しました。また、同年11月に株式会社横浜銀行と業務提携を行 い、連携エリアをアセアン地域へ拡大し、同地域におけるお客さまの資金調達ニーズや取引 先開拓などの海外展開サポートを強化しました。

#### 【個人のお客さまへの取り組み】

個人のお客さまに対しては、「銀行・証券・信託」のワンストップサービスが提供できる当行の強みをいかし、資産運用や相続・資産承継などお客さまのライフステージに応じた質の高いコンサルティングに取り組みました。

#### 【地域活性化への取り組み】

地域活性化支援として、遊休公共資産活用を目的とする「福知山市『廃校』マッチングバスツアー」を、お客さまのニーズにお応えして引き続き開催するとともに、廃校活用に関するアイデアワークショップを開催し、取り組みの深化を図りました。

なお、この取り組みは内閣府の「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」として表彰されました。

時 期	主な取組内容			
2021年4月	「先導的人材マッチング事業」間接補助事業者に採択(2年連続)			
	「京都銀行×京都府 めざそう!子育て環境日本一」の取組開始			
	京都弁護士会と連携協定を締結し、「成年後見制度取次サービス」を拡充			
	「京銀 Big Advance 総合補償制度(団体損害保険制度)」導入			
5月	サステナブルローンの取扱開始			
	「京銀住宅ローン」で同性パートナーによる連帯債務の取扱開始			
6月	海外ビジネスにおける各種簡易調査の受託を開始			
	「海外ビジネス情報サイト」を開設			
7月	福知山市「『廃校』マッチングバスツアー」を開催			
11月	株式会社横浜銀行と国際業務に関する業務提携			
	公益財団法人京都市文化観光資源保護財団と「遺贈・寄付等への協力に関する協定」を締結			
	「京銀SDGs宣言サポート」サービスを開始			
	福知山市と「地域アイデアワークショップ」、「アイデアブラッシュアップワークショップ」を開催			
12月	株式会社島津製作所と「持続可能な社会の実現に向けた包括連携協定」を締結			
2022年3月	京都市「きょうとSDGsネットワーク」に参画			
	大阪府と「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結			
	明治安田生命保険相互会社と「地方創生・SDGsに関する連携協定」を締結			

#### 対面サービスとデジタルサービスのベストミックス

対面サービスとデジタルサービスの双方の充実・効率化を図るとともに、組み合わせによる効果的なサービス提供に取り組みました。

#### 【対面サービス】

新しい形態の専門拠点として、デジタルサービス拠点「京銀デジタルコネクト左京」と個人コンサルティング特化拠点「相続・資産承継ご相談プラザ京都北」を設置するとともに、住宅ローン専担拠点となるローン営業部の開設などを行いました。

また、マーケットに応じた人員の戦略的な配置を推し進め、地域グループ営業体制の導入 拡大や店舗内店舗(一つの建物内で複数の店舗が営業を行う方式)による移転(5か店)を 行いました。 加えて、昨年6月に新築開店した河原町支店は、上階に外部事業者が運営するホテルを併設した形態とすることで、地域のニーズにお応えするとともに、店舗設備の有効活用を図りました。

なお、当期末の店舗数は174か店(うち店舗内店舗9、出張所6)となりました。 <新設拠点>

形態	実施時期	拠 点
デジタルサービス拠点	2021年5月	京銀デジタルコネクト左京(京都市左京区)
個人コンサルティング特化拠点	2021年7月	相続・資産承継ご相談プラザ京都北(京都府福知山市)
6.00 × 声积地上	2021年4月	くずはローン営業部 (大阪府枚方市) 茨木ローン営業部 (大阪府茨木市)
住宅ローン専担拠点   	2021年10月	滋賀ローン営業部 (滋賀県草津市) 奈良ローン営業部 (奈良県奈良市)
土・日ご相談プラザ	2021年10月	南草津支店内 (滋賀県草津市)

#### 【デジタルサービス】

「銀行サービスのデジタル化」では、昨年8月に「京銀アプリ」の全面リニューアルを行い、お客さま自身で貯蓄目的や目標額を設定できる「目的別預金サービス」の追加やアプリでできる取引の拡充、京銀ダイレクトバンキングとのシームレスな連携に加えて、操作がしやすい「シンプルモード」の追加などを行い、利便性の向上を図りました。



また、本部・各営業店にDX推進の責任者や担当者などを設置し、お客さまのデジタル化支援などを促進する体制を整えました。

DX (デジタルトランスフォーメーション)

…データとデジタル技術を活用し、業務やサービス、ビジネスモデルなどの変革に取り組むこと

#### <主なDXの取り組み>

取り組みの方向性	取組内容
お客さまのデジタル化支援	京銀デジタルコネクト左京でのDXセミナーなどの開催
の合きまのプラダルに文仮	デジタル・IT関連のコンサルティング支援ツールの導入
銀行サービスのデジタル化	京銀アプリの全面リニューアル
	オンラインでの投資信託の新規□座開設を開始
会に要な 声数工体の できなまん	対話型自動応答サービス「AIチャットボット」の導入
銀行業務・事務手続のデジタル化	帳票事務システムの共同化を開始

#### 従業員が成長し活躍できる更に充実した環境の整備

従業員が能力を発揮できる環境づくりとして、昨年4月に「セレクト勤務」と「フレックスタイム制」を導入し、多様なライフスタイルに合わせた柔軟な働き方の実現に向け取り組みました。また、昨年10月には人事制度改定を行い、行員と銀行がともに成長しつづける組織づくりに取り組んでおります。

#### 専門人材・多様な人材の育成・確保

人材育成の取り組みでは、タブレット端末を利用したリモート研修やオンラインセミナー 開催などに引き続き取り組むとともに、デジタル人材育成の取り組みとして、「デジタルナレッジサイト」を導入し、いつでもどこからでもデジタルスキル向上に向け学習することができる環境を整え、全行員のデジタルスキルの底上げを図りました。

#### 環境問題への取り組み

気候変動への取り組みをさらに進めるため、昨年10月に「TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)」提言へ賛同表明し、2030年度までの目標として次の2つを設定しました。 【サステナブルファイナンス目標】

目標	2030年度までに1兆円のサステナブルファイナンスを行う
対象となる投融資	サステナビリティ・リンク・ローン、ボンドなどのほか、SDGs私募債など持続可能な社会の実 現に貢献する投融資

#### 【CO<sub>2</sub>排出量削減目標】

目標	2030年度までに2013年度対比50%の削減を行う
測定対象	当行グループの電気・ガス・ガソリン使用量から算出したCO₂排出量(Scope1および2に該当)

今後、枠組みに沿った取り組みと情報開示を進めるとともに、地域社会・お客さまと環境 問題への取り組みを進めてまいります。

#### 主な環境問題への取り組み

- ●お客さまにお渡しする粗品袋やクリアファイルをプラスチック製から紙製へ切り替え
- ●廃棄文書類を再生利用したリサイクルトイレットペーパーを小中学校等へ寄贈
- ●省エネ設備への切り替え
- ●クールビズ、ウォームビズの実施 等

以上のような取り組みの結果、当期の業績は以下の通りとなりました。

#### 収益の状況

資金運用収益については、有価証券利息配当金を中心に前年度比49億94百万円増加して、818億4百万円となりました。また、役務取引等収益については、資産運用や相続・資産承継などの個人向けコンサルティングや、M&Aやビジネスマッチング、SDGs・ESG経営サポートなどの法人向けコンサルティングの強化により、前年度比14億62百万円増加して、170億6百万円となりました。

一方で、営業経費については削減に努め、前年度比11億62百万円減少して、535億30百万円となりました。

なお、当期末の貸倒引当金については、新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明な状況が続いていることを踏まえて計上しております。

これらの結果、経常利益は、前年度比54億59百万円増加して、260億84百万円となり、 当期純利益については、前年度比38億40百万円増加して、187億18百万円となりました。

連結経常利益は291億76百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は206億21百万円となりました。

### <ご参考>株主還元方針

広域型地方銀行としての一段の成長実現およびコーポレートガバナンス・コードやSDGs/ESGなどへの対応強化を通じて、企業価値の持続的向上に取り組む中、株主のみなさまに対する利益還元のさらなる充実に向け、株主還元方針を変更しました。

#### 変更前

安定配当を基本としつつ、当期純利益に対する 配当性向30%を目安とする



#### 変更後

親会社株主に帰属する当期純利益に対する 総還元性向50%を目安とする

#### 主要勘定の状況

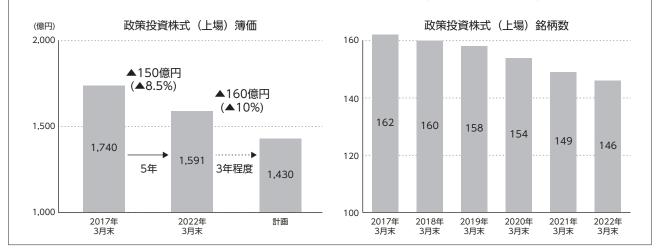
預金および譲渡性預金は、個人預金を中心に期中2,708億円増加して、当期末残高は8兆9,878億円となりました。

貸出金は、新型コロナウイルス感染症拡大に備えた資金調達が一巡したものの、中小企業向け貸出を中心に増加したことから、期中797億円増加して、当期末残高は6兆1,489億円となりました。

有価証券は市場動向を注視しつつ、適切な運用に努めました結果、期中1,907億円減少して、当期末残高は3兆421億円、時価会計に伴う評価差額(含み益)は、期中1,420億円減少して、当期末現在で8,811億円となっております。なお、政策投資株式は、保有に伴う便益や資本コスト等に基づく保有意義の検証を行っております。政策投資上場株式の当期末残高は1兆478億円、銘柄数は期中3銘柄減少し146銘柄となりました。

#### <ご参考>政策投資株式(上場)について

政策投資株式(上場)について着実に縮減を進めてまいりましたが、今般、投資先との安定的なリレーションを維持しつつ、簿価の約10%にあたる160億円を縮減する方針を定めました(実施期間は3年程度)。



#### 当行の対処すべき課題

わが国では、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化とともに、経済活動の正常化が後ずれしていることに加えて、足元ではロシア・ウクライナ情勢の影響が新たなリスク要因として懸念されています。こうした中で迎える中期経営計画(3か年)最終年度の2022年度は、先行き不透明感が増す環境だからこそ、京都銀行グループの総合力を発揮することで、地域経済をしっかりと下支えしていくとともに、次期中期経営計画につなげる一年にしてまいります。

#### 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応は、引き続き最優先で取り組むべき重要テーマです。 当行では、引き続き、お客さま、従業員とその家族の安全と健康の確保を最優先に、感染拡 大の抑止に取り組んでまいります。同時に、お客さまの資金繰り支援にとどまらず、財務の 健全性強化、販路拡大など、伴走型の課題解決支援に取り組むことで、地域経済の活性化に 貢献してまいります。

#### 総合金融ソリューション業としての成長促進

法人のお客さまに対しては、SDGs・脱炭素への対応、デジタル化の促進のほか、M&A、 事業承継などの本業支援をさらに強化してまいります。個人のお客さまに対しては、ライフ ステージや資産状況に応じて、投資信託、保険、遺言信託などを提供してまいります。同時に、こうしたコンサルティング業務を推進していくうえでの、営業体制の構築や専門人材の育成など、成長を支える経営基盤の強化にも取り組んでまいります。

#### サステナビリティ経営の強化

昨年設置したサステナビリティ経営推進委員会を通じて、社会的課題・環境問題の解決をはじめとした諸課題への対応をさらに強化し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。気候変動への対応については、昨年賛同した「TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)」提言に沿った取り組みを進めてまいります。また、株主のみなさまとの建設的対話を継続するとともに、「成長投資、健全性の確保、株主還元の充実」をバランスよく実現することで持続的な企業価値向上に努め、幅広いステークホルダーのみなさまのご期待に応えてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご高配を賜りますようお願い 申しあげます。

#### 【第7次中期経営計画の計画指標とその進捗】

項目	2021年度実績	計画指標(2022年度)
親会社株主に帰属する当期純利益	206億円	200億円
実質ROE(株主資本ベース)	4.38%	4%以上
OHR	59.17%	60%台
自己資本比率	11.59%	10%以上(計画期間中)

#### <ご参考>サステナビリティ経営について

当行グループは、経営理念のもと、創立以来、地域社会とともに歩む地域金融機関として地域の社会的課題や環境問題の解決に取り組み、成長してまいりました。

本年3月、「サステナビリティ経営方針」を制定し、当行グループ全体で、地域社会の持続的発展に貢献していくことをあらためて表明するとともに、「環境方針」を改定し、気候変動を含む環境問題の解決に当行グループの事業活動全体を通じて取り組むことを表明しました。

#### 【サステナビリティ経営方針】

京都銀行グループは、「地域社会の繁栄に奉仕する」との経営理念のもと、地域の社会的課題や環境問題の解決に取り組むことにより長期持続的な企業価値向上に努め、地域社会の持続的発展に貢献してまいります。

取り組みについては、当行ホームページに掲載の統合報告書やIR資料等で開示しております。

当行ホームページは こちらから



### (2) 財産及び損益の状況

(2	)財産	及び損	益(	の状	況				(単位:百万円)
						2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預					金	7,092,102	7,123,494	7,996,106	8,319,783
	定期	性	3	預	金	2,365,654	2,200,091	2,105,539	2,111,003
	そ	の			他	4,726,448	4,923,402	5,890,567	6,208,780
貸		出			金	5,487,531	5,828,449	6,069,212	6,148,969
	個	人	向		け	1,593,897	1,628,561	1,644,673	1,649,390
	中小	企	業	向	け	2,077,978	2,156,775	2,369,057	2,421,948
	そ	の			他	1,815,656	2,043,113	2,055,481	2,077,631
商		有位	<b>5</b>	証	券	145	196	175	252
有	価	İ	証		券	2,921,059	2,870,856	3,232,904	3,042,173
	玉				債	509,855	383,285	376,091	420,757
	そ	の			他	2,411,204	2,487,570	2,856,812	2,621,416
総		資			産	9,653,833	10,065,875	12,256,073	12,196,727
内	国為	替	取	扱	高	39,892,534	39,905,844	35,611,713	36,065,505
外	国為	替	取	扱	高	百万ドル 19,570	百万ドル 18,345	百万ドル 25,374	百万ドル 26,673
経	常	•	利		益	42,454	26,634	20,625	26,084
¥	期	純	禾	ij	益	30,029	19,159	14,878	18,718
1	株当た	り当	期;	純利	一益	円 銭 397.69	円 銭 253.62	円 銭 196.81	円 銭 247.65
信	託		財		産	517	3,178	4,170	4,533
信	託		報		酬	3	17	12	11

### (参考) 連結業績の推移

(単位:百万円)

				2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経	常	収	益	133,539	113,823	108,156	127,422
経	常	利	益	45,184	29,232	23,765	29,176
親会社	上株主に帰属	属する当期	純利益	31,681	20,383	16,860	20,621
純	資	産	額	850,934	834,987	1,168,153	1,090,316
総	資	<b>E</b>	産	9,665,127	10,078,463	12,273,908	12,210,967

<sup>(</sup>注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

#### (3) 使用人の状況

						当 年 度 末
使		用	人		数	3,396人
平		均	年		龄	38年5月
平	均	勤	続	年	数	13年10月
平	均	給	与	月	額	375千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
  - 2. 使用人数には、嘱託および臨時従業員は含まれておりません。
  - 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

#### (4) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

文I開投具の総額 (単位: 百万円) 設備投資の総額 4,160

### 口. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

内容	金額
店舗等の新築移転・改修(5か所)	2,931

- (注) 1. 上記のほか、当年度において店舗等の除却および売却を行っております。
  - 2. 設備の記載金額については、消費税および地方消費税を含んでおりません。

#### (5) 重要な子会社等の状況

会 社 名 (所 在 地)	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
烏丸商事株式会社 (京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地)	不動産管理・賃貸業務、 当行役職員への商品等 あっせん業務	百万円 10	100.00	_
京都信用保証サービス株式会社 (京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地)	信用保証業務	30	100.00	_
京銀リース・キャピタル株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	リース業務、投資業務	100	50.00	(注) 3
京都クレジットサービス株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	クレジットカード業務	50	100.00	_
京銀カードサービス株式会社 (京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地)	クレジットカード業務	50	100.00	_
株式会社京都総合経済研究所 (京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地)	経済調査・研究業務、 経営相談業務	30	100.00	_
京銀証券株式会社 (京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地)	証券業務	3,000	100.00	_

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
  - 2. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
  - 3. 銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等であります。
  - 4. 上記のほか、持分法適用の関連法人が1社あります。

#### 重要な業務提携の概況

- 1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス(略称ACS)を行っております。
- 2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、 系統農協・信漁連(農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の 相互利用による現金自動引出し等のサービス(略称MICS)を行っております。
- 3. 地銀ネットワークサービス株式会社(地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS)において、取引先企業とデータ伝送により総合振込・口座振替・入出金取引明細等の各種データを授受するサービス、CNSと提携するコンビニエンスストア店舗等で取引先企業・地方公共団体等に代わって代金を回収し回収結果をデータで提供するサービス、インターネットで口座振替の登録を行うサービス等を行っております。
- 4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
- 5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
- 6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。

### (6) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

#### 2. 会社役員(取締役及び監査役)に関する事項

(1) 会社役員の状況 (年度末現在)

E	无	名	í	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	その他
土	井	伸	宏	取締役頭取 (代表取締役)		
冏	南	雅	哉	専務取締役 (代表取締役) リスク統轄部、公務・地域連携部、 国際営業部、海外駐在員事務所、監査部担当		
岩	橋	俊	郎	常務取締役 市場金融部、秘書室、人事総務部、金融大学校担当		
安	井	幹	也	常務取締役 営業本部担当		
幡		宏	幸	常務取締役 イノベーション・デジタル戦略部、 事務統轄部、業務サポート部、システム部担当		
小旧	出切	純	子	取締役 (社外取締役)		
大	藪	千	穂	取締役 (社外取締役)		
植	木	英	次	取締役 (社外取締役)	エヌ・ティ・ティ・データ・システム技術株式会社代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社代表取締役社長	
仲		雅	彦	常任監査役 (常勤)		
安	藤	浩	行	監査役 (常勤)		
中	務	裕	之	監査役 (社外監査役)	フルサト・マルカホール ディングス株式会社社外 取締役	
⊞	中	素	子	監査役 (社外監査役)		

- (注) 1. 取締役小田切純子氏、取締役大藪千穂氏、取締役植木英次氏、監査役中務裕之氏及び監査役田中素子氏は、 東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
  - 2. 監査役中務裕之氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 3. 取締役小田切純子氏につきましては、職業上使用している氏名であることから上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は林純子氏であります。
  - 4. 取締役植木英次氏は、2022年4月1日にエヌ・ティ・ティ・データ・システム技術株式会社と株式会社NTTデータ・フィナンシャルコアの統合により新設された株式会社NTTデータ フィナンシャルテクノロジーの代表取締役社長に就任しております。

5. 当事業年度中に辞任した役員は、以下のとおりであります。

氏 名	退 任 時 の 地 位	退任日
佐藤信昭	監査役(社外監査役)	2021年6月29日
石 橋 正 紀	監査役(社外監査役)	2021年6月29日

#### (2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別報酬の決定方針(以下、「決定方針」という)は、指名・報酬委員会に 諮問し、その答申内容を尊重して取締役会決議により決定しております。

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」、単年度の業績への貢献 度等に応じて支給する「役員賞与」、企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を高め るための「譲渡制限付株式報酬」により構成しております。

なお、社外取締役については、独立性の観点から、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとしております。

また、監査役については、独立性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(単位:百万円)

	区分			報酬等の種類別			総額	
			支給人数	報酬等	固定	報酬	非金銭報酬等	
					基本報酬	役員賞与	升並或報酬等	
取	締	役	10名	299	213	49	36	
監	査	役	7名	58	58	_	_	
	計		17名	357	272	49	36	

(注) 1. 上記非金銭報酬等は、2021年6月をもって既に付与済のものを除き廃止した「株式報酬型ストックオプション」に基づく当事業年度に費用計上した12百万円及び「譲渡制限付株式報酬」に基づく費用計上額23百万円であります。

譲渡制限付株式報酬は、当行の取締役(社外取締役を除く)に対し、取締役または執行役員のいずれの地位も退任する日までの譲渡制限期間が設定された普通株式を付与しております。これは、取締役の企業価値増大への意識や株主重視の経営意識を高めることを目的としたものであり、年間の報酬の上限は150百万円かつ27.000株以内であります。

当該株式報酬の交付状況は、「4. 当行の株式に関する事項 (4) 役員保有株式」に記載の通りです。

- 2. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等は該当ありません。
- 3. 支給人数には、2021年6月29日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役3名を含めております。

#### ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2006年6月29日開催の第103期定時株主総会(終結時の取締役の員数15名、監査役の員数4名)において取締役の「基本報酬」及び「役員賞与」は年額600百万円以内、2008年6月27日開催の第105期定時株主総会(終結時の取締役の員数12名、監査役の員数4名)において「監査役報酬」は年額100百万円以内、2021年6月29日開催の第118期定時株主総会(終結時の取締役の員数8名、監査役の員数4名)において取締役の「譲渡制限付株式報酬」は年額150百万円以内として、それぞれご承認いただいております。

#### 二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度については、2021年6月29日開催の取締役会において、代表取締役頭取 土井伸宏及び代表取締役専務阿南雅哉に、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定 を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各 取締役の業績への貢献度を踏まえた賞与の評価配分、及び譲渡制限付株式の各人別割当 株数の決定であります。これらの権限を委任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ 各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

委任を受けた代表取締役は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に 原案を諮問して答申を得ており、当該答申の内容に従って決定しております。

#### (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要				
小田切 純 子					
大藪千穂	   会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失が 				
植木英次	ないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任				
中務裕之	負うものとしております。				
田中素子					

#### (4) 補償契約

該当ありません。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当行取締役、監査役、執行役員であり、その保険料は当行が 全額負担しております。

#### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
小田切 純 子	
大 藪 千 穂	
植木英次	エヌ・ティ・ティ・データ・システム技術株式会社代表取締役社長 エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社代表取締役社長
中務裕之	フルサト・マルカホールディングス株式会社社外取締役
田中素子	

- (注) 1. 取締役植木英次氏は、2022年4月1日にエヌ・ティ・ティ・データ・システム技術株式会社と株式会社NTTデータ・フィナンシャルコアの統合により新設された株式会社NTTデータ フィナンシャルテクノロジーの代表取締役社長に就任しております。
  - 2. 社外役員の重要な兼職先と当行の間には、特筆すべき取引関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

( ) I=V 1 PAP 4 · = 0 · I=A P W P							
氏 名		在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況			
小田切 純 -	子	4年9か月	当期開催の取締役会13回の全 てに出席しております。	主に大学教授としての専門的見地から、必要に 応じ意見を述べております。また、指名・報酬 委員会委員長として、同委員会の議案審議のプロセスにおいて主導的役割を果たし積極的に意 見を述べております。			
大籔千利	穂	1年9か月	当期開催の取締役会13回の全てに出席しております。	主に大学教授としての専門的見地から、必要に 応じ意見を述べております。また、指名・報酬 委員会委員として委員会に出席し、積極的に意 見を述べております。			
植木英	次	9か月	就任後開催の取締役会10回の 全てに出席しております。	会社経営者としての経験やシステム分野の知見に基づき、必要に応じ意見を述べております。 また、指名・報酬委員会委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べております。			
中務裕;	之	9か月	就任後開催の取締役会10回の 全て及び監査役会11回の全て に出席しております。	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。			
田中素	子	9か月	就任後開催の取締役会10回の 全て及び監査役会11回の全て に出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、必要に応 じ意見を述べております。			

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

		(十位・ロバババ
	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	8名	34

#### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

#### 4. 当行の株式に関する事項

**(1) 株 式 数** 発行可能株式総数 200,000千株

発行済株式の総数 75,840千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

**(2) 当年度末株主数** 8,719名

#### (3) 大 株 主

サネのエタフトタサ	当行への出資状況		
株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,692 干株	12.89 %	
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,730	3.63	
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,610	3.47	
東京海上日動火災保険株式会社	2,537	3.37	
明治安田生命保険相互会社	2,500	3.32	
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	2,180	2.90	
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,090	2.78	
GIC PRIVATE LIMITED - C	1,900	2.52	
京 セ ラ 株 式 会 社	1,596	2.12	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・オムロン株式会社口)	1,528	2.03	

<sup>(</sup>注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

### (4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役 (社外取締役を除く)	5名	普通株式 6,056株

#### 5. その他

該当ありません。

<sup>2.</sup> 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数 (664千株) を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 第119期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

•		20 10 73 711 20	(単位:百万円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,698,011	預金金	8,319,783
現金	74,952	当 座 預 金	443,843
預け金	2,623,058	普通預金	5,342,834
コールローン	146,020	貯 蓄 預 金	91,248
買入金銭債権	8,554	通知預金	10,774
商品有価証券	252	定期預金	2,090,105
商品地方債	252	定期積 金	20,897
金銭の信託	13,087	その他の預金	320,078
有 価 証 券	3,042,173	譲渡性預金	668,082
国 債	420,757	コールマネー	105,273
地 方 債	658,432	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	474,585
社 債	574,156	借 用 金	1,211,816
株式	1,060,805	借 入 金	1,211,816
その他の証券	328,022	外 国 為 替	143
その他の証券 <b>貸 出 金</b>	6,148,969	売 渡 外 国 為 替	66
割 引 手 形	12,639	未払外国為替	76
手 形 貸 付	35,500	信託勘定借	4,533
証 書 貸 付	5,574,856	その他負債	53,097
一	525,972	未 決 済 為 替 借 未 払 法 人 税 等	5
外 国 為 華	9,998	未 払 法 人 税 等	3,113
外国他店預け 買入外国為替	8,768	未 払 費 用	4,642
買入外国為替	684	煎   受	1,939
取立外国為替	544	従業員預り金	1,617
その他資産	67,696	給 付 補 填 備 金 金 融 派 生 商 品	5
前 払 費 用     未 収 収 益	15 4.514		8,477 511
	4,514 4,292	金融商品等受入担保金     資 産 除 去 債 務	1.125
金融派生商品	4,292 55.523	質性 医 女 質 物   その 他 の 負 債	31.660
その他の資産	3,351	退職給付引当金	<b>24.642</b>
有形固定資産	76.448	睡眠預金払戻損失引当金	302
	27,269	偶 発 損 失 引 当 金	700
土地	43.000	操延税金負債	247.186
建設仮勘定	3.186	再評価に係る繰延税金負債	46
その他の有形固定資産	2,992	支 払 承 諾	16.574
無形固定資産	2,638	負債の部合計	11,126,767
ソフトウェア	2,537	(純資産の部)	,,
その他の無形固定資産	101	資本金	42,103
1 10 10 11 11 11 11 11 11	16,574	資本剰余金	30,455
支 払 承 諾 見 返     貸 倒 引 当 金	△ 33,698	資 本 準 備 金	30.301
7, 12, 3, 3	22,330	その他資本剰余金	153
		利益剰余金	387,804
		利 益 準 備 金	17,456
		その他利益剰余金	370,347
		別途積立金	349,375
		繰 越 利 益 剰 余 金	20,972
		自 己 株 式	△ <b>3,645</b>
		株主資本合計	456,718
		その他有価証券評価差額金	613,187
		繰延 ヘッジ 損益	△ 367
		土地再評価差額金	104
		評価・換算差額等合計	612,925
		新株子子約	316
		純資産の部合計	1,069,959
資産の部合計	12,196,727	負債及び純資産の部合計	12,196,727

# 第119期 (2021年4月1日から) 損益計算書

(2022年 3 月 3		(単位:百万円)
科 目	金	117 039
益益息息息剛益料益益益益益益益益益益量用用息息息息用料用用損却用費用額却損却損用益益益失損失益税額計益益益息息息剛益料益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益	81,804 44,113 34,135 419 70 3,065 11 17,006 4,194 12,812 16,255 1,312 3 14,939 1,960 0 1,348 7 603  2,821 1,161 20 △ 138 145 52 1,557 21 6,149 619 5,530 15,652 1,167 0 14,484 53,530 12,800 10,915 0 60 485 12 1,326	90,955
経     常     利       特     別     利       益       力     五       益       力     益       益     力       益     力       益     力       益     力       益     力       益     力       益     力       益     力       益     力       益     力       益     力       益     力       益     力       益     力       力 </td <td>53</td> <td>26,084 53</td>	53	26,084 53
特     別     損     失       固     定     資     産     処     分     損       減     損     損     失	522 266	789
税 引 前 当 期 類 利	8,662 △ 2,032	25,348
法     人     税     等     調     整     額       法     人     税     等     合     計       当     期     純     利     益	<u>Z,U3Z</u>	6,629 18,718

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科   目	(単位:百万円) 金 額
	立 胡		立
	2 702 170	(負債の部)	0.210.700
現金預け金	2,703,179	預 金	8,310,788
コールローン及び買入手形	146,020	譲渡性預金	645,582
買入金銭債権	14,059	コールマネー及び売渡手形	105,273
商品有価証券	252	債券貸借取引受入担保金	474,585
金 銭 の 信 託	13,087	借 用 金	1,212,046
有 価 証 券	3,038,030	外 国 為 替	143
貸 出 金	6,140,120	信託勘定借	4,533
外 国 為 替	9,998	その他負債	75,887
リース債権及びリース投資資産	12,585	退職給付に係る負債	27,870
その他資産	72,420	睡眠預金払戻損失引当金	302
有 形 固 定 資 産	77,083	偶 発 損 失 引 当 金	700
建物	27,614	特別法上の引当金	0
土 地	43,257	繰延税金負債	246,316
建設仮勘定	3,186	再評価に係る繰延税金負債	46
その他の有形固定資産	3,024	支 払 承 諾	16,574
無形固定資産	2,774	負 債 の 部 合 計	11,120,650
ソフトウェア	2,668	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	106	資 本 金	42,103
繰 延 税 金 資 産	1,025	資 本 剰 余 金	34,171
支 払 承 諾 見 返	16,574	利 益 剰 余 金	404,044
貸倒引当金	△ 36,245	自 己 株 式	△ <b>3,645</b>
		株主資本合計	476,674
		その他有価証券評価差額金	613,274
		繰延へッジ損益	△ 367
		土地再評価差額金	104
		退職給付に係る調整累計額	△ 2,191
		その他の包括利益累計額合計	610,819
		新 株 予 約 権	316
		非 支 配 株 主 持 分	2,506
		純 資 産 の 部 合 計	1,090,316
資産の部合計	12,210,967	負債及び純資産の部合計	12,210,967

# 連結損益計算書 (2021年4月1日から)

(単位:百万円)

		(単位:白万円)
科    目	金	額
経 常 収 益		127,422
資 金 運 用 収 益	81,873	,
貸 出 金 利 息	44,122	
有価証券利息配当金	34,160	
コールローン利息及び買入手形利息	419	
預け金利息	70	
その他の受入利息	3,099	
	3,099	
	20,482	
役務取引等収益		
その他業務収益	22,963	
その他経常収益	2,090	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	2,088	
経 常 費 用		98,246
資 金 調 達 費 用	2,824	
預金利息	1,161	
譲渡性預金利息	20	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 138	
債券貸借取引支払利息	145	
借 用 金 利 息	53	
その他の支払利息	1,582	
	6,223	
役務     取引     等費     用       その他業務費用     費       営業経費     費       その他経常費用	20,626	
営 業 経 費	55,750	
その他経常費用	12,820	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	10,858	
その他の経常費用	1,962	
		29,176
経     常     利     益       特     別     利     益		53
	53	33
		789
	522	709
	266	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	20.440
税金等調整前当期純利益	0.4.4	28,440
法人税、住民税及び事業税	9,644	
法 人 税 等 調 整 額	<u> </u>	
法     人     税     等     合     計       当     期     純     利     益		7,657
		20,782
非支配株主に帰属する当期純利益		160
親会社株主に帰属する当期純利益		20,621

#### 会計監査人の監査報告書 謄本

#### 独立監査人の監査報告書

2022年5月5日

株式会社 京都銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 京 都 事 務 所

公認会計士 大 竹 新

指定有限責任社員業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京都銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)(こついて監査を行った。

[計算書類等] という。) について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正 妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係 る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表 示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、 監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの 整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して

意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤認による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用 における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正文は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行

い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。 また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施 する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関

連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに 経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正 妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、 並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示して

いるかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ

の他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が 国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の 独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を 除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容 について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

#### 独立監査人の監査報告書

2022年5月5日

株式会社 京都 銀行

> 取締役会 御中

> > 有限責任監査法人 トーマツ 都 事 務

指定有限責任社員 **公認会計士** 業務執行社員

新

指定有限責任社員 公認会計十 業務執行社員

下井田 晶代

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 京都銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年 度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、 連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公 正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京都銀行 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の 財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示してい るものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査 の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の 責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されて いる。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従っ て、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての その他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の 基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営 者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、 監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの 整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の 記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し

て意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載 内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算 書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違が あるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にそ の他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うこと にある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要 な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求め られている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企 業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示すること にある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結 計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内 部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に

基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、

我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づ いて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項 を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用 における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体として の連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどう かについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場か ら連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、 不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、 連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込ま れる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基 準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行

い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。 また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施 する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見 表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に

関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに 経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが 適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企 業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して 重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前 提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書にお いて連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な 不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、 連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められ ている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠 に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業と して存続できなくなる可能性がある。

連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公 正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとと もに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び 内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に

表示しているかどうかを評価する。 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子 会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監 査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関し て責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲と その実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を 含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ

の他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が 国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の 独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を 除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容 について報告を行う。

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、 公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以

#### 監査役会の監査報告書 謄本

#### 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、WEB会議システム等も活用しながら取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
  - 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月6日

株式会社 京都銀行 監査役会

仲 雅 監査役(常勤) 彦 安 藤 浩 行 監査役 (常勤) 監 査 役 中務 裕 Ż 中素 監 杳 役  $\mathbb{H}$ 

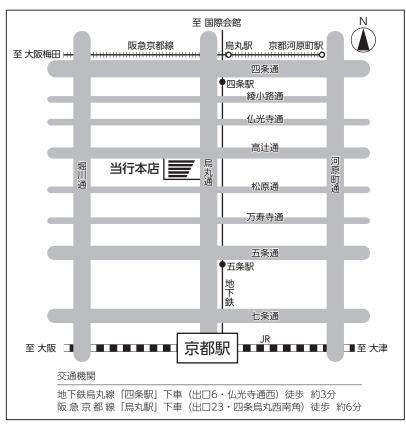
(注) 監査役中務裕之及び監査役田中素子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

- ●株主総会会場は、感染防止対策として間隔を拡げて座席を設置いたします。これに伴い、例年より大幅に座席が減少いたします。満席となりました場合は、会場への入場を制限させていただくことがございます。なお、お土産の用意はございませんので、予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。
- ●ご来場の株主さまは、マスクの持参・着用と設置しておりますアルコール消毒液のご使用をお願い申しあげます。なお、会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる株主さま、体調不良と思われる株主さまは、入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ●当行の役員および運営スタッフは、マスク等を着用して応対をさせていただきます。
- ●今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトでお知らせいたします。

https://www.kyotobank.co.jp/investor/index.html

### 株主総会会場ご案内図



(お願い) 駐車場のスペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用いただき ますようお願い申しあげます。